

2020年9月24日

在ジュネーブ国際機関日本政府代表部
特命全権大使 山崎和幸様

拝啓

人種差別撤廃委員会（CERD）は第101会期において、人種差別撤廃条約第9条1および委員会手続き規則第65(1)に従って日本政府が提出したフォローアップ報告を検討したことを謹んでお知らせする。

委員会は、2018年8月開会の第96会期において日本の第10・11回合同定期報告書を審査し、それに基づき採択した総括所見（CERD/C/JPN/CO/10-11）パラグラフ10と32に示された勧告の実施に関する情報を1年以内に提出するよう要請していた。委員会はそれに対応して報告が提出されたことを歓迎する。

委員会は締約国との対話を続ける機会に感謝し、以下に述べる所見に締約国の注意を喚起する。委員会は、これら問題について締約国がとった措置に関する意見や回答は、2023年1月14日が提出期限となっている第12回から第14回までの合同報告書に含めるよう要請する。

総括所見パラグラフ10

委員会は法務省内に設置された人権擁護局およびその下部機関が幅広い人権相談を提供し、人権侵害事件の調査と解決および救済の手続きに携わっていることに留意する。しかしながら、委員会は、委員会の勧告実施のために適切な措置がとられていないことを残念に思うとともに、締約国の回答は満足できるものではないと考える。委員会は、国内人権機関の地位に関する原則（パリ原則）に準拠し、人権の促進と保護のために幅広い責務をもつ国内人権機関を設置するよう繰り返し勧告する。

総括所見パラグラフ32

委員会は、技能実習制度が技能実習生を適切に保護することを確保するために、技能実習機構が行った監理団体の実地検査に関する情報、並びにその結果に関する情報の提供に感謝する。しかしながら、現在に至るまで一つの監理団体の認可が取り消されただけという事実が示しているように、委員会は、**外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律**（技能実習法）は厳格に施行されていないという情報に懸念を抱く。また、実地検査のために技能実習機構に割りあてられた人的および財政的資源の不十分さ、並びに検査結果公表に関する透明性の欠如に関する情報に懸念する。さらに、委員会は、技能実習生の失踪や死亡事件に関する調査を実施し、現行制度の運営状況を見直したうえで出された法務省プロジェクトチームによる勧告を締約国が実施し、技能実習プログラムを改善しようとした努力に留意する。それにもかかわらず、委員会は、技能実習生が劣悪な労働条件、虐待的で搾取的な慣行、そして債務奴隷型の状況のもとにあるという報告に懸念を抱く。これはプログラムのさらなる改正と政府によるさらに綿密な監督の必要性を示している。委員会はまた、技能実習法の実施およびそれがもたらした影響に関する情報の欠如を残念に思う。委員会はこの勧告への対応は部分的に満足がいくものと考えており、技能実習プログラムが技能実習法に沿って適正に管理され、政府によって適切に監視されることを確保するためにとるさらなる措置に関する詳細な情報を、次回の定期報告に含めるよう要請す

る。委員会はまた、締約国が技能実習法の実施とその影響に関する情報を報告書に含めるよう要請する。

委員会は、条約の効果的実施に向けた取り組みに支援を提供するために、今後も日本政府との建設的な対話を続けられると期待しています。

敬具

人種差別撤廃委員会議長

リ・ヤンデュアン